

熊本県監査委員公告第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年（2023年）9月28日

熊本県監査委員	藤井一恵
同	竹中潮
同	緒方勇二
同	橋口海平

1 実施方法

令和5年（2023年）6月1日から7月21日までの間に実地監査を実施

2 監査対象機関 16機関

部局名	機関名
県央広域本部	総務部、農林部（熊本農政事務所）、土木部（熊本土木事務所）、宇城地域振興局、上益城地域振興局
県北広域本部	県北広域本部（菊池地域振興局）、玉名地域振興局、鹿本地域振興局、阿蘇地域振興局
県南広域本部	県南広域本部（八代地域振興局）、芦北地域振興局、球磨地域振興局
天草広域本部	天草広域本部（天草地域振興局）
企画振興部	博物館ネットワークセンター
土木部	市房ダム管理所、氷川ダム管理所

3 監査対象年度 令和4年度（2022年度）

4 監査の主眼

財務及び行政に関する事務の執行について、熊本県監査基準に準拠し、合规性、正確性をはじめ経済性、効率性及び有効性の観点の主眼として監査を実施した。特に財務に関しては、不適正経理再発防止策の実効性を検証し、行政に関しては、組織の目標管理、主な事務事業の効果及び事務の的確・適正な執行の確保に関する制度の整備・運用状況等について実施した。

5 監査結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行については、監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおり、おおむね適正と認められた。

なお、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項、意見事項及び勧告事項は次のとおりである。

〈参考〉

監査基準第15条第2項

- 一 財務監査 監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- 二 行政監査 監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること

(1) 指摘事項

監査対象機関		監 査 の 結 果
部局名	機関名	
県央 広域本部	県央 広域本部 総務部	<p>(職員の不適切な事務処理について)</p> <p>軽油引取税免税証の発行業務において、必要な手続を経ずに免税証を発行するとともに、その後の必要な決裁を怠り、未処理分を含む申請関係書類を許可なく自宅に保管していた。</p> <p>地方税法等に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを行うこと。</p>
県南 広域本部	県南 広域本部 (八代 地域振興 局)	<p>(公用車の毀損について)</p> <p>公用車による毀損額の大きい自損事故が2件、物損事故が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>
	芦北 地域振興局	<p>(河川敷占用料の誤徴収について)</p> <p>河川敷占用料について、11年間連続して誤徴収し一部を還付している。</p> <p>流水占用料等徴収条例等に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを行うこと。</p>
	球磨 地域振興局	<p>(収入調定の事務処理について)</p> <p>継続分の道路及び河川敷占用料について、納期限後に納入通知書を発行している。</p> <p>会計規則等に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを行うこと。</p>
		<p>(公用車の毀損について)</p> <p>公用車による毀損額の大きい自損事故が1件、それ以外の自損事故が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>

監査対象機関		監 査 の 結 果
部局名	機関名	
天草 広域本部	天草 広域本部 (天草 地域振興 局)	(占用料等の事務処理について) 占用料等の算定について、次の課題がある。 (1) 道路占用料の算定を誤った納入通知書を送付している。 (2) 河川敷占用料の算定を誤った納入通知書を送付している。 (3) 港湾占用料の算定を誤った納入通知書を送付し、一部過徴収による還付を行っている。 (4) 土石採取料の算定を誤った納入通知書を送付し、差額分の追加徴収を行っている。 (5) 長期にわたり道路占用料の算定区分誤りを繰り返し、誤った還付及び追加徴収を行っている。 道路占用料徴収条例等に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを行うこと。
		(公用車の毀損について) 公用車による毀損額の大きい自損事故が1件、それ以外の自損事故が4件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの

(2) 意見事項
なし

〈参考〉

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。

(3) 勧告事項
なし

〈参考〉

「勧告事項」とは、監査の結果のうち特に措置を講ずる必要があると認めるものである。